

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱

制定23食産第4049号
平成24年4月20日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成25年2月26日	24食産第5339号
改正	平成25年5月16日	25食産第357号
改正	平成26年2月6日	25食産第4144号
改正	平成26年4月1日	25食産第4492号
改正	平成27年2月3日	26食産第3801号
改正	平成27年4月9日	26食産第4354号
改正	平成27年8月20日	27食産第1514号
改正	平成28年1月20日	27食産第4379号
改正	平成28年4月1日	27食産第5496号

第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

農山漁村6次産業化対策事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第2 目的

農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

第3 事業の種類等

農山漁村6次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

1 事業の採択等

採択基準については、食料産業局長又は農村振興局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

なお、農山漁村6次産業化対策整備事業（以下「整備事業」という。）の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、食料産業局長が別に定めるところによる。

2 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、食料産業局

長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、食料産業局長が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

第9 収益納付

1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第10 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

- 2 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2310号農村振興局長通知）及びソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日付け22環第288号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成23年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。
- 4 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について（平成22年4月1日付け21農振第2499号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2141号）に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
I 農山漁村 6 次産業化対策事業		
1 農山漁村の所得増大対策		
(1) 6 次産業化サポート事業	6 次産業化に取り組む農林漁業者等を全国的な視点で支援するため、6 次産業化中央サポートセンターを設置し、高い専門性が必要で都道府県では対応が困難な取組や都道府県域を越える広域的な取組を行う農林漁業者等の各種相談等に対応する民間の専門家の選定、登録及び派遣を行うとともに、このような民間の専門家の人材育成や農林漁業者等が開発した新商品等の販路開拓につながる全国段階での商談会・フェアの開催、6 次産業化の推進に関する調査、食品の商品開発等に必要な技術的課題の解決、新産業創出のための事業化可能性調査、地場産の食材を活用した栄養改善普及等の事業を行う。	1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
2 再生可能エネルギーの導入促進		
(1) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	1 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業 農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等運転開始に至るまでに必要な取組を支援する。	2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	2 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業 再生可能エネルギー発電事業の事例の収集・分析・紹介、技術・法令・制度等を習得するための研修会の実施、資金計画や事業者等との折衝への助言など発電事業の構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援する。	3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業		

i 小水力等農村地域資源利活用促進事業	農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入に当たって必要となるマスタープラン策定、調査設計や協議調整等を支援し、農村地域における再生可能エネルギーの円滑な導入に資するものとする。	4 農村振興局長が別に定める者から選定された団体
ii 小水力等発電導入技術力向上中央研修事業	農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、地方における指導者や高度な専門技術者の育成等の取組を支援する。	5 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体
iii 小水力等発電導入技術力向上地方研修事業	農業水利施設を活用した小水力等発電導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導の取組を支援する。	6 農村振興局長が別に定める者から選定された団体
iv 省エネ型集落排水施設実証事業	更新整備地区における省エネルギー技術の導入による効果の実証及びこれらの取組に関する情報の発信等を支援することにより、農業集落排水施設の効率的な更新整備技術の確立に資するものとする。	7 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体
(4) 地域バイオマス産業化支援事業	1 地域段階 地域のバイオマスを活用した産業化と、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を推進するための構想の策定を行う。 2 全国段階 地域段階の取組を効果的に進めるために、事業可能性調査、計画づくり支援、経理管理指導等、連絡協議会の運営、シンポジウムの開催等を行う。	8 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(5) 食品リサイクル促進等総合対策事業	1 食品ロス削減国民運動の展開事業 (1) 食品関連事業者による食品ロス削減の促進事業 食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組の優良事例の効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理し、他の事業者が食品ロス削減に取り組む際のモデルをとりまとめ、これを普及するため、研修会等を行う。 (2) フードバンク活動等の推進事業 フードバンク活動を通じた食品ロスの削減を推進するため、検討会の開催、フードバンク活動のための食品の保管用倉庫、運搬用器具の賃借等を行う。	9 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
	2 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業 (1) メタン化による食品リサイクルループ推進事業 食品廃棄物のメタン発酵及びメタン発酵消化液の肥料利用に向けた取組の具体化や食品リサイクルループの構築に向け、検討会、調査研究、研修会等を行う。 (2) 外食産業における食品リサイクルマニュアル策定・普及事業 外食産業における食品廃棄物の収集運搬の効率化や新たな技術の導入等による、再生利用や減量の取組の優良事例について、その効果や関係者間の調整の際の留意点等を分析・整理するとともに、外食事業者の自主的、自発的な再生利用等の促進に資する食品リサイクルマニュアルを作成し、これを普及するための研修会等を行う。	

	3 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 食品産業における地球温暖化・省エネルギー対策を推進するため、検討会及び研修会等を行う。	
3 食品産業の強化		
(1) 食品サプライチェーン強靱化総合対策事業	首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、震災時にも円滑な食料供給を可能とするため、食品産業事業者等の立地状況を取りまとめた食料産業ハザードマップを作成し、普及・啓発のためのセミナーの開催及びマッチングの場を提供する。	10 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 食料品アクセス環境改善対策事業	食料品の購入等が不便・困難な地域における、食料品へのアクセス環境の改善に向けた企画検討会の開催等の取組を行う。	11 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 食品の品質管理体制強化対策事業	食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るため、国内の食品製造事業者を対象とした高度化基盤整備の徹底やHACCP 導入促進のための研修会の開催、消費者の理解促進のための消費者セミナーの開催等を行う。また、輸出促進のため、海外の取引先が求める衛生・品質管理水準に即した研修会を行う。	12 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
Ⅱ 農山漁村6次産業化対策整備事業		
1 再生可能エネルギーの導入促進		
(1) 地域バイオマス産業化整備事業	バイオマス産業都市構築を推進するための構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備を行う。	13 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

別表 2 (第 5 関係)

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
6 次産業化サポート事業の事業実施主体	食料産業局長
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の事業実施主体	
再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が北海道にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務所長
再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が沖縄県にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が特定の地方農政局の管轄区域（注）にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
その他の事業実施主体	食料産業局長
農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業の事業実施主体	食料産業局長
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等農村地域資源利活用促進事業又は小水力等発電導入技術力向上地方研修事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体及び独立行政法人水資源機構	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力	農村振興局長

等発電導入技術力向上中央研修事業又は省エネ型集落排水施設実証事業の事業実施主体	
地域バイオマス産業化支援事業の事業実施主体	
地域段階の事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
地域段階の事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
地域段階の事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長
全国段階の事業を実施する事業実施主体	食料産業局長
食品リサイクル促進等総合対策事業の事業実施主体	
事業の実施場所が特定の地方農政局の管轄区域（注）であって、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業、食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業のうちメタン化による食品リサイクルループ推進事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
事業の実施場所が沖縄県であって、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業、食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業のうちメタン化による食品リサイクルループ推進事業に取り組む事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
事業の実施場所が北海道であって、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業、食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業のうちメタン化による食品リサイクルループ推進事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務局長
その他の事業実施主体	食料産業局長
食品サプライチェーン強靱化総合対策事業の事業実施主	食料産業局長

体	
食料品アクセス環境改善対策事業の事業実施主体	食料産業局長
食品の品質管理体制強化対策事業の事業実施主体	食料産業局長
地域バイオマス産業化整備事業の事業実施主体	
事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務所長
事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第 91 条に定める管轄区域である。